

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している被保険者が以下の要件に該当する場合、1割の自己負担額が原則4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）軽減されます。

軽減の対象となる介護サービスの種類と費用

介護サービスの種類	軽減対象費用
訪問介護（ホームヘルプサービス）	介護サービス費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
介護老人福祉施設（特養）の施設サービス費	介護サービス費、食費、居住費

※ 上記介護サービスには介護度が要支援の方が受けられる介護予防サービスも含まれます。

対象者及び要件

世帯全員が市町村民税非課税であり以下の5つの要件を全て満たしていること。

1	1年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増えるごとに50万円加算した額以下であること
2	預貯金等の資産が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに、100万円加算した額以下であること
3	世帯が居住に要する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと
5	介護保険料を滞納していないこと

【申請場所・期間】 健康福祉課（仁多庁舎）町民課（横田庁舎）において随時受付をしております。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑 ・介護保険被保険者証
- ・世帯全員の1年間の収入状況がわかるもの
源泉徴収票、給与支払明細書、確定申告書の控え、年金支払通知書、老齢福祉年金証書（受給者のみ）
- ・世帯全員の預貯金等の状況がわかるもの
預貯金通帳（普通・定期・積立預金等）有価証券、債権等

問い合わせ
健康福祉課介護保険係
電話 54-2781
情報 31-2781

介護保険あれこれ

問い 介護サービスを利用しなくても、介護保険料を納めるのですか？

答え サービスの利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の方は全員が保険料を納めることになります。介護保険料は、支え合いの制度です。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力をお願いします。

問い 介護保険料を年金から天引きではなく、自分で納めたいのですが？

答え 介護保険料は、年金の種類や受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、雲南広域連合からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

「子どもの人権110番」
☎ 0570-070110
主催者 松江地方事務局・島根県人権擁護委員会

相談は無料で、秘密は厳守されます。
◎期間 平成十八年八月二十八日（月）から九月三日（日）まで
◎時間 午前八時三十分から午後六時三十分まで
（ただし、土・日は午前十時から午後五時まで）

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会において、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉強化週間と定め、島根県においても電話相談が実施されます。
学校内でのいじめや体罰及び児童虐待等をはじめ、学校生活や日常生活での悩みがありましたら、お気軽にお電話ください。

全国一斉
「子どもの人権110番」
電話相談について